補助金調書

補助金名	公益財団法人　福岡市スポーツ協会補助金				担当課（連絡先）	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課（TEL　711-4099　）
交　付　先	□　団体	公益財団法人　福岡市スポーツ協会			区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	□　非公募	（公募の場合）公募時期				
（公募の場合）応募要件						
（非公募の場合）非公募の理由	公益財団法人福岡市スポーツ協会は，官民共同組織としての特性，専門的な知識及び経験，ネットワークなどを活用し，生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図っており，福岡市のスポーツ行政の一翼を担っている。本補助金は，当該協会が行う事業を補助することにより，スポーツ振興施策の効果的な推進を図ることを目的としているため。					
補助開始年度	S37	年度	経過年数	53	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、もって，スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的として活動を行っている福岡市スポーツ協会が行う事業を補助することにより，スポーツの振興を図ることを目的とする。 （補助対象事業） ・市民スポーツの普及振興　・競技スポーツの振興　・スポーツ人材の確保・育成・活用 ・スポーツに関する情報の収集・提供　・スポーツの振興に関する調査研究 ・協会が法人の目的を達成するために行う事業であって市長が特に認めるもの					
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	□　その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助事業を協会が遂行するために必要な経費のうち，予算の範囲内で市長が決定する。 ただし，下記については，補助の対象外とする。 ・交際費 ・食糧費（ただし，お茶代・弁当代など事業を実施する上で必要最小限な経費は対象とする。） ・福岡市からの派遣職員にかかる人件費				
（間接補助の場合）間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 間接補助金は，協会の加盟団体が行う事業等について，協会内に設置する専門委員会で審議のうえ，交付を行っているため，より効率的・効果的な配分となるため。 間接補助金は，生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図ることを目的とした事業について交付することとし，協会は，以下の書類に基づき，その成果を審査することとする。 （1）事業計画書　（2）事業収支予算書　（3）事業報告書　（4）事業収支決算書					

交付状況等【上段：交付件数】【下段：決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1　件	1　件	1　件
	102,331 千円	（102,588）千円	89,230 千円	93,393 千円

前年度補助事業の主な実施概要	より多くの市民がスポーツに参加する機会を提供するとともに，子どもから高齢者まで，初心者からトップアスリートまで，多様な市民ニーズに対応した効果的・効率的なスポーツ事業を実施した。 ・加盟団体等スポーツ普及事業　・加盟団体強化事業　・表彰事業 ・福岡市スポーツ少年団事業　・スポーツ普及啓発事業　・人材育成事業
補助金交付による効果	協会が持つ官民共同組織としての特性，専門的な知識や経験，ネットワークなどを活用し，より多くの市民にスポーツに参加する機会を提供するとともに，子どもから高齢者まで，初心者からトップアスリートまで，多様な市民ニーズに対応した効果的・効率的なスポーツ事業を実施することで，福岡市のスポーツ振興施策の推進に寄与している。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。